

特徴ある中古住宅バンク実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中古住宅の流通の促進と有効活用を図るために実施する特徴ある中古住宅バンクについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中古住宅 市街化区域に存する一戸建ての住宅で、過去に少なくとも一度は居住の用に供されたことがあるが、現に居住の用に供されていない住宅（近く居住の用に供されなくなる予定のものを含む。）のうち、流通が困難なもので、かつ、海が見える、広い庭を有するなどの使われ方しだいで長所となる特徴を有するものをいう。

(2) 特徴ある中古住宅バンク 所有者が売買又は賃貸（以下「売買等」という。）を希望する中古住宅について情報を登録し、当該中古住宅の利用を希望する者に対し、情報の提供を行う事業をいう。

(3) 流通が困難な住宅 次のいずれかに該当する住宅をいう。

ア 第4条第1項の規定による申込みを行う日前3月以内に不動産仲介業者に媒介契約の締結を断られた住宅

イ 不動産仲介業者と媒介契約を締結してから3月を経過した住宅

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、特徴ある中古住宅バンク以外の方法による中古住宅の取引を妨げるものではない。

(物件登録)

第4条 特徴ある中古住宅バンクに中古住宅の登録を希望する者は、特徴ある中古住宅バンク登録申込書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申込みをしなければならない。

(1) 中古住宅の所有権を証する書類

(2) 中古住宅の位置図

(3) 中古住宅の間取図

(4) 中古住宅の外観及び内部の写真

2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合は、次の各号のいずれかに該当する中古住宅を除き、特徴ある中古住宅バンク台帳に登録するものとする。

る。

(1) 駅周辺谷戸地域空き家バンク実施要綱（平成26年3月1日制定）第2条第5号に規定する空き家バンク又は子育てファミリー等応援住宅バンク実施要綱（平成27年4月1日制定）第2条第4号に規定する子育てファミリー等応援住宅バンクに登録されている中古住宅

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの

3 市長は、第1項の規定による申込みがあった場合は、速やかに審査し、特徴ある中古住宅バンクの登録の可否を申込者に通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定により登録した中古住宅の情報をホームページにおいて公開する。

(登録事項の変更)

第5条 特徴ある中古住宅バンクに登録された中古住宅の所有者（以下「登録者」という。）は、登録事項に変更があったときは、当該変更の内容を記載した変更届出書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更届出書の提出があった場合は、特徴ある中古住宅バンク登録台帳及びホームページの記載事項の修正を行うものとする。

(登録の抹消)

第6条 市長は、次に掲げるときは、特徴ある中古住宅バンク台帳に登録された中古住宅に係る登録を抹消するものとする。

(1) 次条第2項の規定により売却等の契約が成立した旨の報告があったとき。

(2) 当該中古住宅の所有権に移動があったとき。

(3) 登録事項に虚偽があったとき。

(4) 登録者から申出があったとき。

(5) その他登録が適当でないと市長が認めたとき。

(交渉)

第7条 特徴ある中古住宅バンク台帳に登録された中古住宅の売却等の交渉については、登録者及び利用者の間で行うものとし、市長は、直接これに関与しない。

2 交渉の結果、売却等の契約が成立した場合は、登録者は、市長にその旨を報告するものとする。

(その他の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、特徴ある中古住宅バンクの実施に必要な事項は、都市部長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

別記様式（表）（第4条第1項関係）

特徴ある中古住宅バンク登録申込書

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
申込者 住 所 氏 名	
登録する物件の所在地	
流通が困難な住宅である理由	
<p>物件を登録するに当たり、横須賀市が特徴ある中古住宅バンクの利用者に対し、必要な個人情報及び物件の情報を提供することに同意します。</p> <p>また、登録物件の売却等の交渉に当たっては、当事者間で責任をもって行います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名 (印)</p>	
(事務処理欄)	

